



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定：(環境局環境改善部有害化学物質対策課)：一

告示(消)

○消防相互応援協定の一部改正(三件)：二

公告

○管理処分計画の縦覧：(都市整備局市街地整備部再開発課)：四

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出：(産業労働局商工部地域産業振興課)：四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要：(同)：四

告示

●東京都告示第六百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

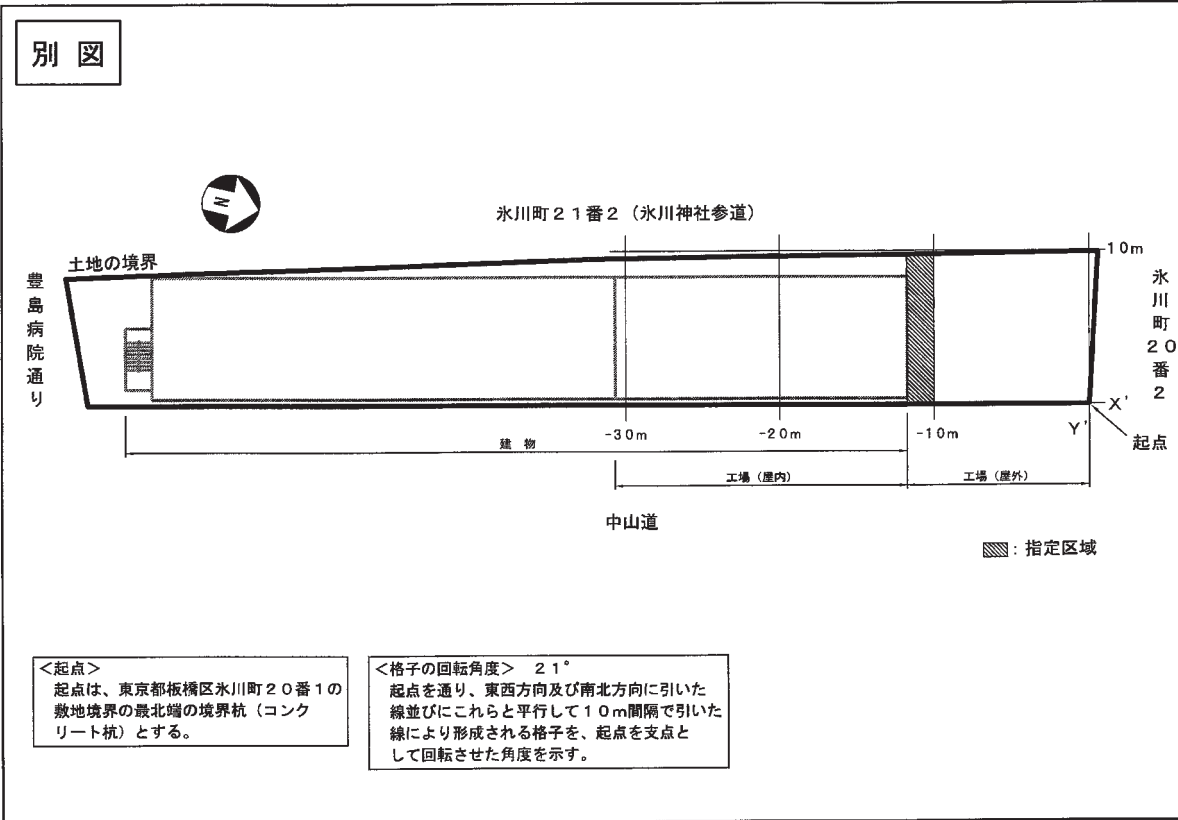
平成十八年四月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(板橋区水川町二十番一

の(一部) 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物

別図



<起点> 起点は、東京都板橋区永川町20番1の敷地境界の最北端の境界杭(コンクリート杭)とする。

<格子の回転角度> 21° 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物